

特定都市河川流域（鶴見川流域）図

東京都八王子市 東京都多摩市



凡例

- 特定都市河川流域
- 上記のうち横浜市
- " 川崎市
- " 町田市
- " 稲城市
- 市区界
- 都県界
- 特定都市河川



1. 特定都市河川流域（鶴見川流域）図について
 - (1) この図は、特定都市河川浸水被害対策法（以下、「同法」という。）の規定により指定された「特定都市河川」である鶴見川水系鶴見川、矢上川、早瀬川、島山川、砂田川、大熊川、鶴居川、恩田川、梅田川、麻生川、真光寺川の、同じく同法の規定により指定された「特定都市河川流域」（以下、「流域」という。）の範囲を示したものです。
 - (2) この図の流域とは、雨水が自然に、或いは、人工的に鶴見川等特定都市河川に流出する範囲です。詳細は、当該範囲内の地方公共団体で下水道等による雨水排水先を確認することで判断が可能です。
 - (3) この図中に記載の町名等は、平成17年4月現在の住居表示によるものです。
2. 基本事項等

(1) 指定権者	国土交通大臣
(2) 指定年月日	平成17年4月1日
(3) 告示番号	国土交通省告示第 406号
(4) 指定の根拠法令	特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第1項及び第3項
(5) 対象となる市町村	東京都町田市及び稲城市の一部地域 神奈川県横浜市及び川崎市の一部地域

なお、本図面に関するお問い合わせは下記までお願いします。

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所流域調整課	045-503-4009
--------------------------	--------------

この地図は、国土地理院院長の承認を得て、国土地理院の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（告示番号：平成16年告示第101号）

